

会長	幹事長	副幹事長	会計・書記	※上段：氏名、年齢 / 中段：住所、当選回数 / 下段：担当						
										
ほりえ たけし 堀江 武史(47)	ひはらしょうご 日原 省吾(59)	うらの はるみつ 浦野 治光(69)	くにまつ まさき 國松 正輝(49)	こごもり としひと 子籠 敏人(51)	あまの まさあき 天野 正昭(68)	むらの えいいち 村野 栄一(57)	くぼしま せいいち 窪島 成一(70)	なかむら かずひろ 中村 一広(56)	うすい けん 臼井 建(55)	よしざわ ゆたか 吉澤 雄孝(66)
♣ 6回 ♣ 6回	♣ 3回 ♣ 3回	♣ 2回 ♣ 2回	♣ 1回 ♣ 1回	♣ 5回 ♣ 5回	♣ 4回 ♣ 4回	♣ 4回 ♣ 4回	♣ 3回 ♣ 3回	♣ 3回 ♣ 3回	♣ 3回 ♣ 3回	♣ 2回 ♣ 2回
都市整備	デジタル等	環境・経済	観光・移住・定住	子育て・教育等	農林・獣害	公共交通等	生活・高齢者	商工業・防災	行財政等	医療・福祉等

遂に!

デマンド型交通『チョイソコあきる野』 令和7年4月から本格運行開始



あきる野の公共交通「チョイソコ」

買い物や通院など、日常の移動における「市内の公共交通の不便さ」は多くの市民から課題として挙げられていました。



これを解決するため、志清会では定時定路線型の「**るのバス**」に加えて、細い道でも利用できる新しい公共交通の形を模索してきました。先進地の視察から**事前予約制の「デマンド型交通」**が本市に適していると確信。市に提案し、市は令和4年3月から『チョイソコあきる野』の実証実験を行ってきました。

実証実験の結果、多くの市民から「**便利になった**」「**生活が楽になった**」との声が寄せられ、いよいよ今年4月から待ちに待った本格導入となります。

デマンド型交通の他にも令和7年4月から**盆堀地域及び深沢地域の交通対策として、タクシーの利用料金の一部を助成**することが決定するなど、公共交通の充実に取り組んでいます。

持続運用に向けた条例制定

このデマンド型交通を市内で持続的に運用していくためには、市や議会、市民、事業者などそれぞれが本市の公共交通における責務や役割を認識し、連携して**地域の声を反映しながら公共交通を活性化**することが不可欠です。

実証実験の成果をさらに発展させ、地域に根付いた公共交通を実現するため、**議員提案により条例制定を目指**します。

条例案についてのご意見受付

皆様の積極的な利用が、公共交通の充実や維持に繋がります。**裏面や、Webにてご紹介している条例案**をご覧ください、ご意見がありましたら、お寄せください。



条例制定により

市・議会、市民、事業者などが
連携することで公共交通を活性化



日常の移動手段が一層便利に



チョイソコの
ご利用

今後もエリアを拡大して
更なる利便性向上を目指します

現在の

対象地域

網代、引田、淵上、上代継、下代継、
野辺、小川、草花

対象者

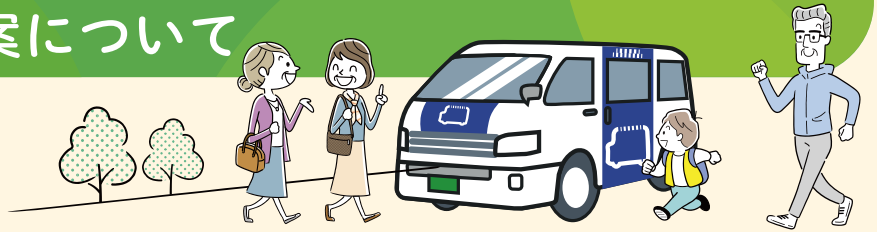
対象地域にお住まいで小学生
以上の会員登録をした方

会員登録の
方法はこちら



あきる野市公共交通に関する条例案について

条例の中でも重点となる項目をご紹介します。
詳しくは、下記のQRコードより全文をご覧ください。



● 基本理念 …第3条

【考え方】JR、路線バス、タクシー、るのバスとチョイソコの公共交通の利用促進のためには、市、議会、市民、事業者、そして公共交通事業者がそれぞれの責務や役割を果たし、助け合うことで守り育てていきます。

【条文】市、議会、市民、事業者及び公共交通事業者は、公共交通の機能が将来にわたって維持され、利用の促進が図られるよう、それぞれの責務又は役割を担い、相互に連携し、公共交通をともに支え育まなければならない。

● 市の責務 …第4条

【考え方】市はみんなと協力して、公共交通を便利で発展するように進めます。



【条文】市は、前条に規定する基本理念にのっとり、議会、市民、事業者及び公共交通事業者とともに、公共交通の利便性の向上及び維持・発展を可能とするまちづくりを推進しなければならない。



● 議会の責務 …第5条

【考え方】議会は、公共交通を勉強して提案を行い、自らも積極的に利用します。

【条文】議会は、公共交通に関する調査研究を積極的に行うとともに、必要に応じて取組や提言等を行うものとする。この場合において、議会は、その活動に当たり、公共交通等を積極的に利用するよう努めるものとする。

● 市民の役割 …第6条

【考え方】市民は、公共交通を支える気持ちで、自家用車に頼りすぎず積極的に利用しましょう。

【条文】市民は、公共交通の担い手であることを認識し、公共交通への理解及び関心を深めるとともに、過度に自家用車に頼ることなく、公共交通を積極的に利用するよう努めるものとする。



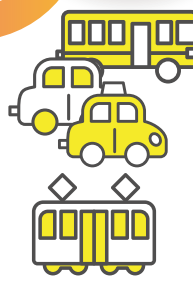
● 事業者の役割 …第7条

【考え方】事業を行ううえで、公共交通を積極的に利用しましょう。



● 公共交通事業者の責務 …第8条

【考え方】公共交通事業者は、利便性の向上に向けて市とともに取り組みましょう。



条例案の全文 全文はこちらから
ご覧いただけます



条例案についての

ご意見受付

✍️ 郵送・持参の場合

〒197-0814 あきる野市二宮350 6F
あきる野市議会自民党志清会会派控室 宛

✉️ メールの場合

2025demand
@akiruno-jimin.tokyo

締切日 2025年2月16日(必着)

提出された意見は、個人を特定できないように編集し、公表します。個別に回答はしません。電話や窓口での口頭による意見の受付は行いません。

必要事項

- ご氏名・団体名
- 住所・電話番号
- ご意見

対象

- ① 市内在住・在勤・在学の方
- ② 市内に事務所・事業所を有する方・法人

閲覧場所

市役所6F 議会事務局にて
閲覧できます。



政策・活動はホームページでもご覧いただけます。

自由民主党 志清会

お問い合わせ先
070-4342-6863

志清会

検索

<https://www.akiruno-jimin.tokyo/>